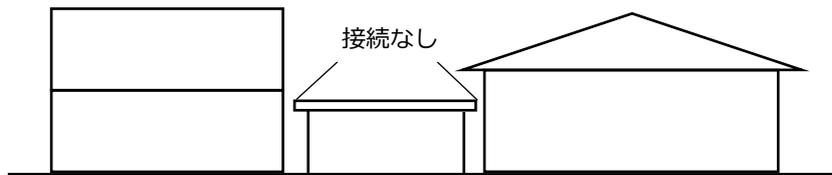


第6 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位について

建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(図1)

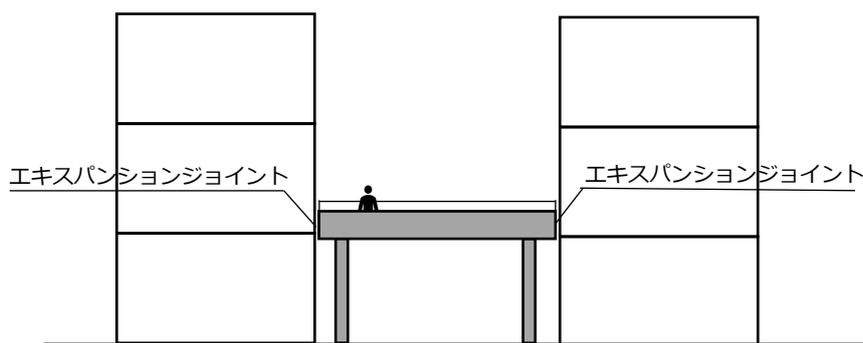


なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること（建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。）（図2参照）。

建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根又はひさしが接している（雨どいを共有している場合を含む。）場合若しくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う。

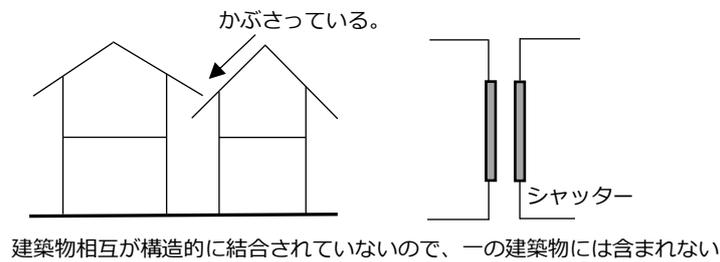
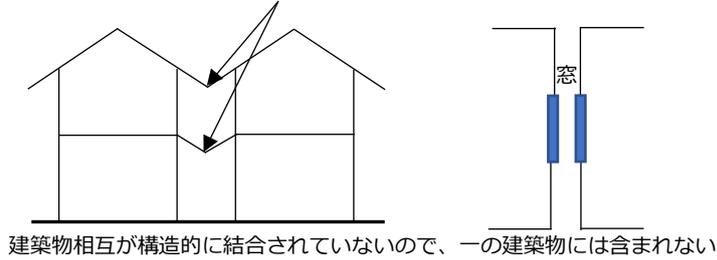
（図3-1、図3-2参照）

(図2)



(図3-1)

構造的に結合されていないが、接している。

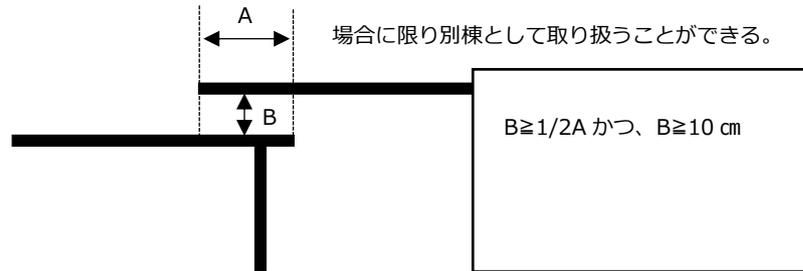


(図3-2)

屋根又は庇(以下「庇等」という。)が「かぶさっている」

防火対象物の設置単位については、下記の条件を満たす

場合に限り別棟として取り扱うことができる。

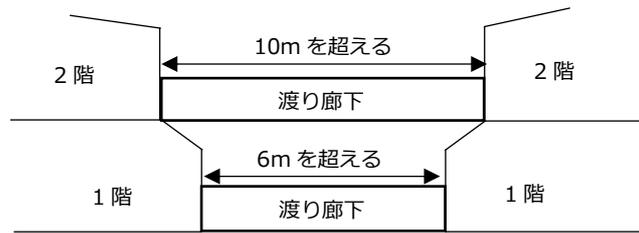


2 建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道により接続されている場合（「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号））

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- （1） 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6mを超え、2階以上の階にあっては10mを超えるものについては、次によること。（図4参照）

(図4)



ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

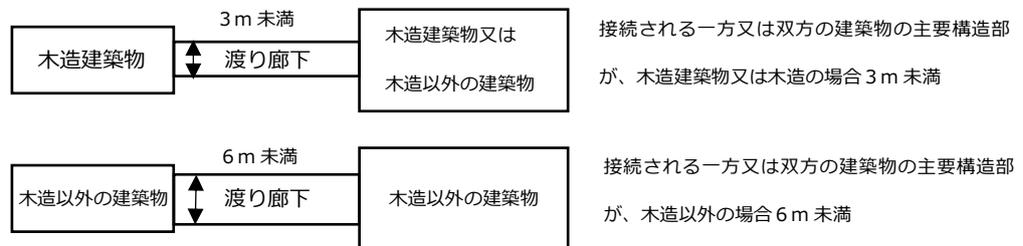
したがって、図5の場合の別棟取り扱いは認められない。

(図5)



イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。ただし、接続される双方の建築物の主要構造部が耐火構造で、渡り廊下が、不燃材料で造られた吹き抜け等の開放式である場合、この限りでない。(図6参照)

(図6)



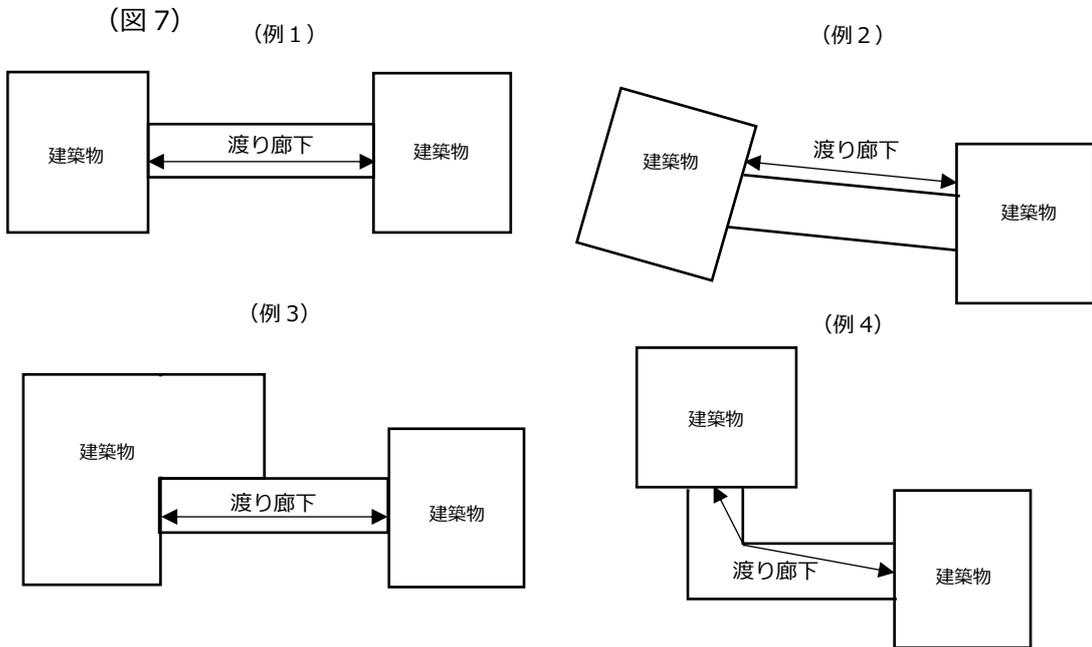
ウ 前ア及びイの規定により別棟として取り扱う場合であっても、次により指導すること。ただし、開放廊下を除く。

(ア) 建築物の両端の接続部分には防火戸を設けること。

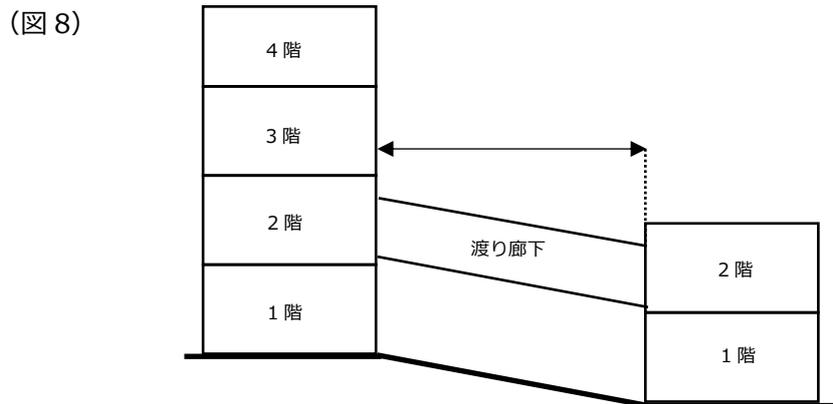
(イ) 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものであること。

エ 建築物相互間の距離は次によること。

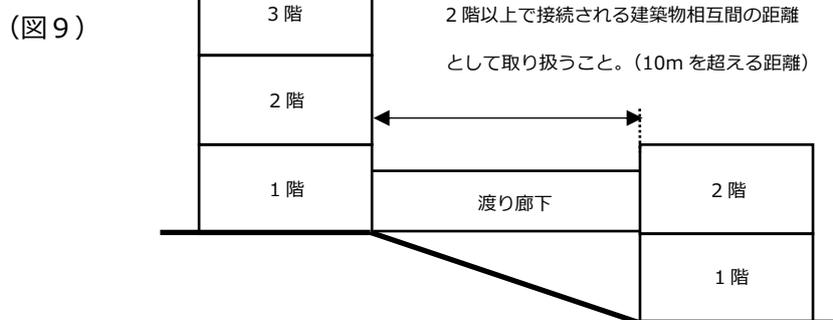
(ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離による。(図7参照)



(イ) 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離による。



(ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離による。



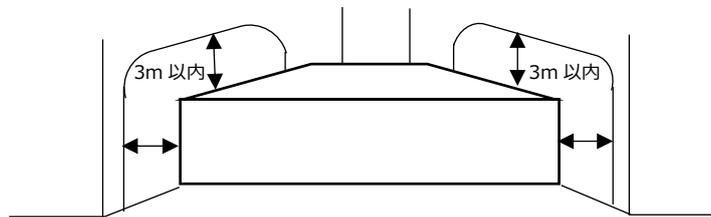
(2) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあっては6m以下で、2階以上の階にあっては10m以下のものについては、次によること。

ア 前(1). ア、イ及びエによること。

イ 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のウにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。(図10参照)

(図10)

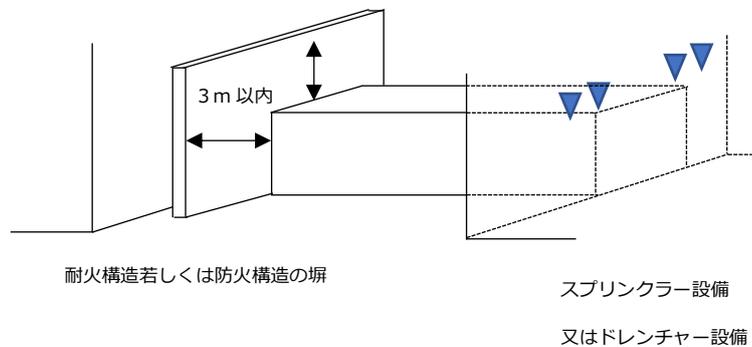


(イ) 前ア以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀又はスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること。

(図11参照)

(ウ)

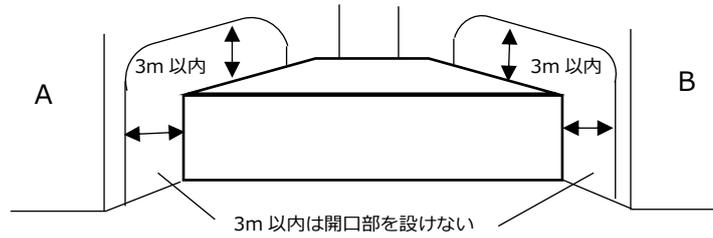
(図11)



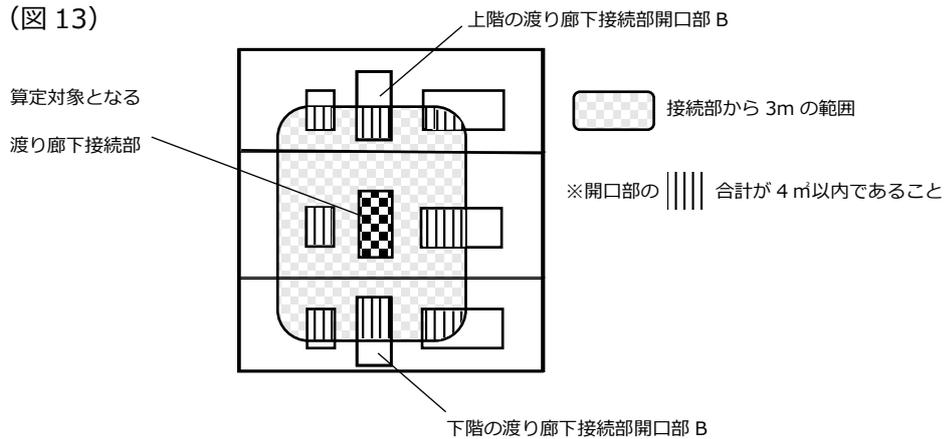
ウ 前イの外壁及び屋根（接続部からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。）には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りではない。

この場合の面積4㎡以内の開口部とは、図12のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以内のものをいうものであること。(図12～14参照)

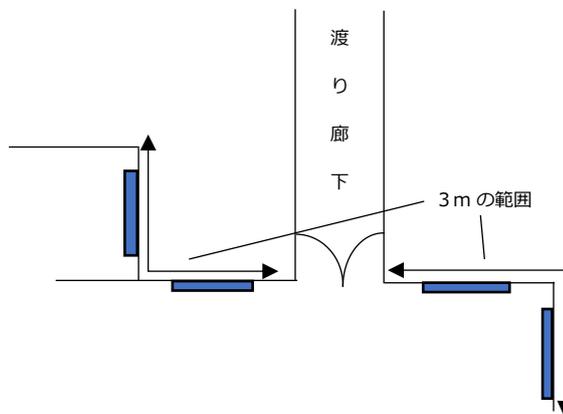
(図 12)



(図 13)



(図 14)

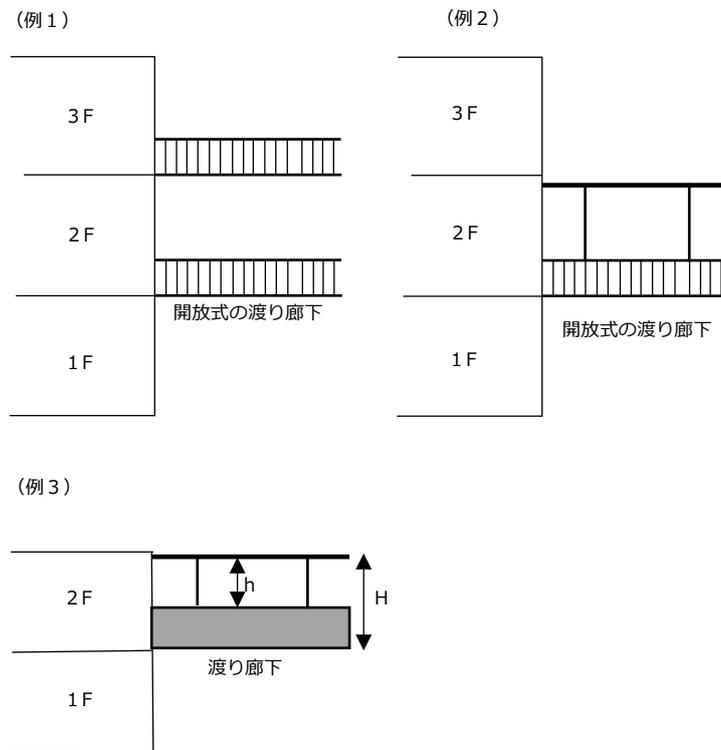


Ⅰ 渡り廊下については、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア） 吹き抜け等の開放式であること。（図 15 参照）

- a 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- b 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上の又は高さ1m以上廊下の全長にわたって開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

(図 15)



解放された部分 (h) $h \geq 1/2H$ 又は 1m 以上

(イ) 前 (ア) 以外のものについては、次の a から c までに適合するものであること。

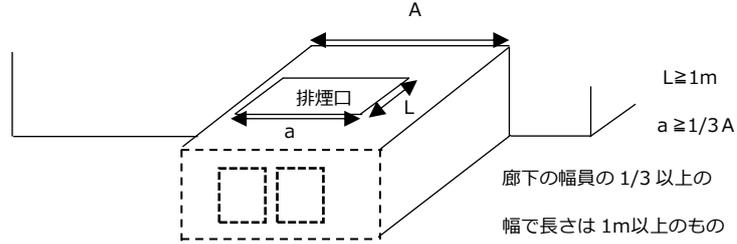
- a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- b 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- c 次の (a) 又は (b) に示す排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

(a) 自然排煙開口部

開口面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、次の①又は②によること。

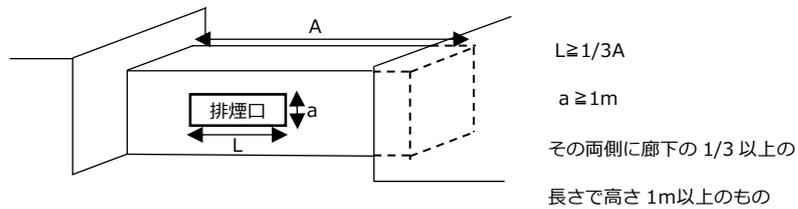
① 屋根又は天井に設ける場合 (図16参照)

(図16)



② 外壁に設ける場合 (図17参照)

(図17)



(b) 機械排煙設備は次のあ及びいによること。

あ 渡り廊下内の煙を有効、かつ安全に排除できるもの。(減圧方式又は加圧方式)

い 電気で作動させるものには非常電源を附置していること。

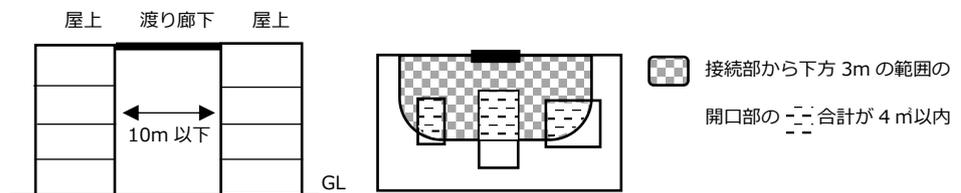
オ 建築物と建築物の屋上(屋上駐車場を含む。)が開放式の渡り廊下で接続される場合で次に適合する場合にあっては、前アからウの基準に係わらず別棟とすることができるものとする。(一方が屋上である場合を含む。)(図18参照)

(ア) 建築物は耐火建築物であること。

(イ) 渡り廊下は幅員 6 m 未満で構造は、不燃材料で造られたものであること。

(ウ) 渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲 3 m の範囲は前ウの基準に適合すること。

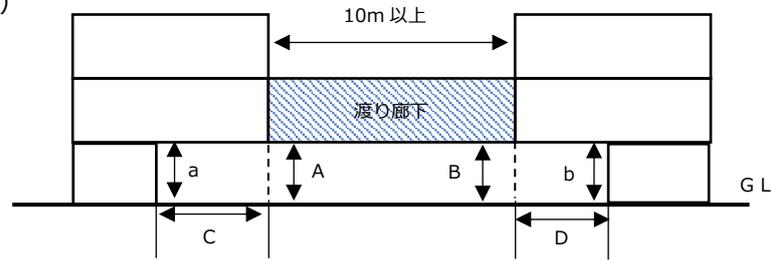
(図18)



カ 渡り廊下接続部の直下がオーバーハングやピロティ等で外壁を有していない場合の前イ(ア)及び(イ)に規定する接続部からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分の取り扱いは原則として図の A 及び B の部分とする。ただし、図の C 及び D 部分を通行の用のみに供し、屋内的用途(駐車場、荷捌き場等)として使用しない場合は、

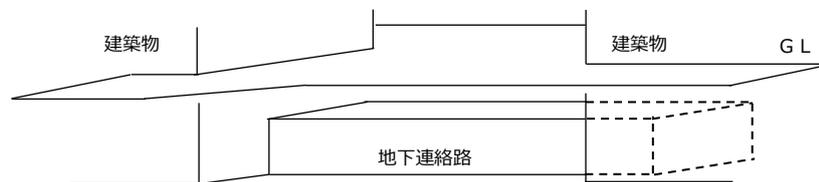
図のa及びb部分とすることができる。(図19参照)

(図19)



- (3) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの〔いわゆるドライエリア形式のもの〕を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合。(図20参照)

(図20)



ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

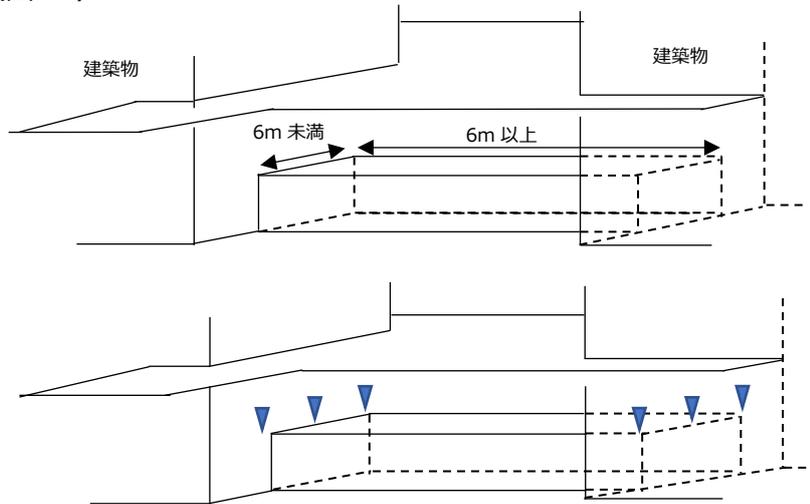
イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。(図21参照)

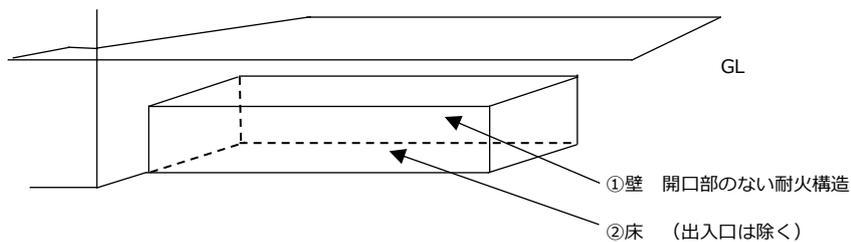
ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。(図22参照)

(図 22)



オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。(図 23 参照)

(図 23)



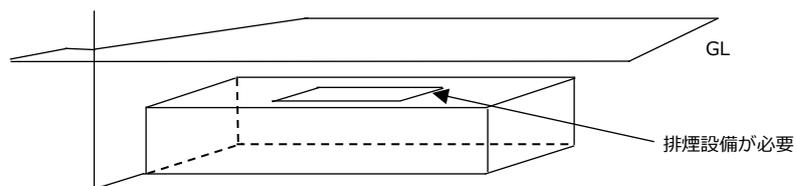
カ 前オの出入口の開口部の面積は 4 m^2 以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路は、内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備が設けられていること。(図 24 参照)

ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りではない。

(図 24)



(4) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合。

(図 25 参照)

ア 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検口、排気口を除いて開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めたものであること。ただし、洞道の長さが 20m を超える場合にあっては、この限りではない。

エ 前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が 2 m² 以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

(図 25)

